

令和 8 年 3 月 24 日
第252回都市計画審議会

田柄一丁目農業公園の都市計画原案について

1 概要

田柄一丁目において区民農園として供用されている約0.3ヘクタールの農地について、都市農地を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、つぎのとおり、都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 3 のとおり

3 今後の予定

令和 8 年 3 月 24 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
4 月 21 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～ 5 月 15 日	
4 月 23 日	都市計画原案の説明会
5 月 26 日	都市計画原案に係る公聴会 (公述の申出があった場合)
6 月	東京都知事協議手続
7 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
(2 週間)	
8 月	練馬区都市計画審議会へ付議
9 月	都市計画変更・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P 2
(2) 計画書	P 3
(3) 位置図	P 4
(4) 計画図	P 5
(5) 現況写真	P 6

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・41号 田柄一丁目農業公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある田柄一丁目を含む第1地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの私有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを掲げている。また、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、「都市農地の保全」を重点施策に定め、区民農園の整備など区民が農と親しむ取組を充実することとしている。

区東部に位置する本計画地は、昭和51年から田柄一丁目区民農園として供用されている住宅地内の貴重な農地であり、緑確保の総合的な方針（令和2年7月改定）における確保地（農地 水準1）に位置づけられている。

こうしたことから、都市農地を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、田柄一丁目地内における約0.3ヘクタールの区域について、都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画公園に第8・2・41号田柄一丁目農業公園をつぎのように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第8・2・41号	田柄一丁目農業公園	練馬区田柄一丁目地内	約0.3ha	分区園

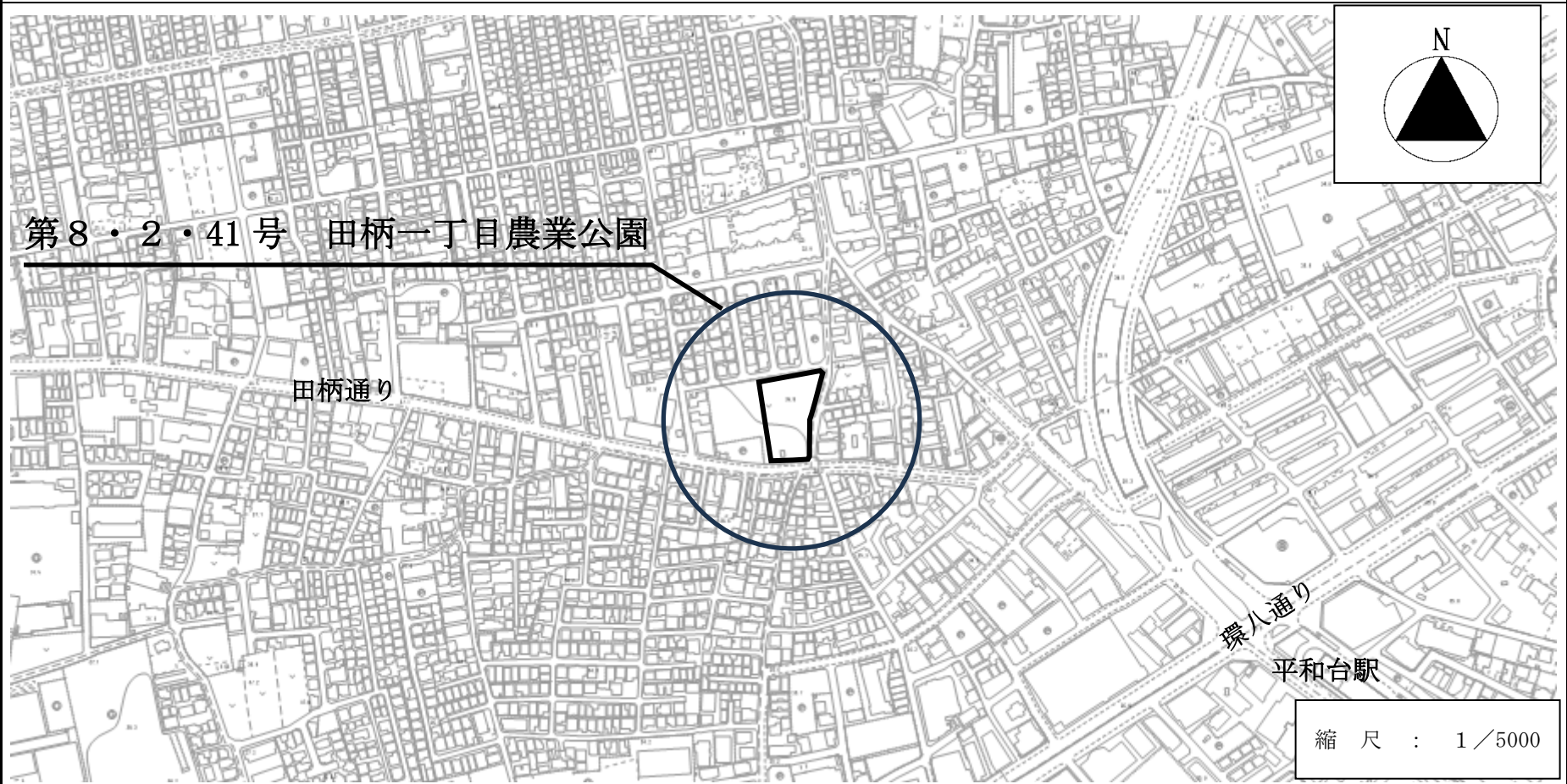
「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市農地を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第8・2・41号	田柄一丁目農業公園	練馬区田柄一丁目地内	約0.3ha	追加

東京都市計画公園 第8・2・41号 田柄一丁目農業公園 位置図【原案】〔練馬区決定〕



第8・2・41号 田柄一丁目農業公園

田柄通り

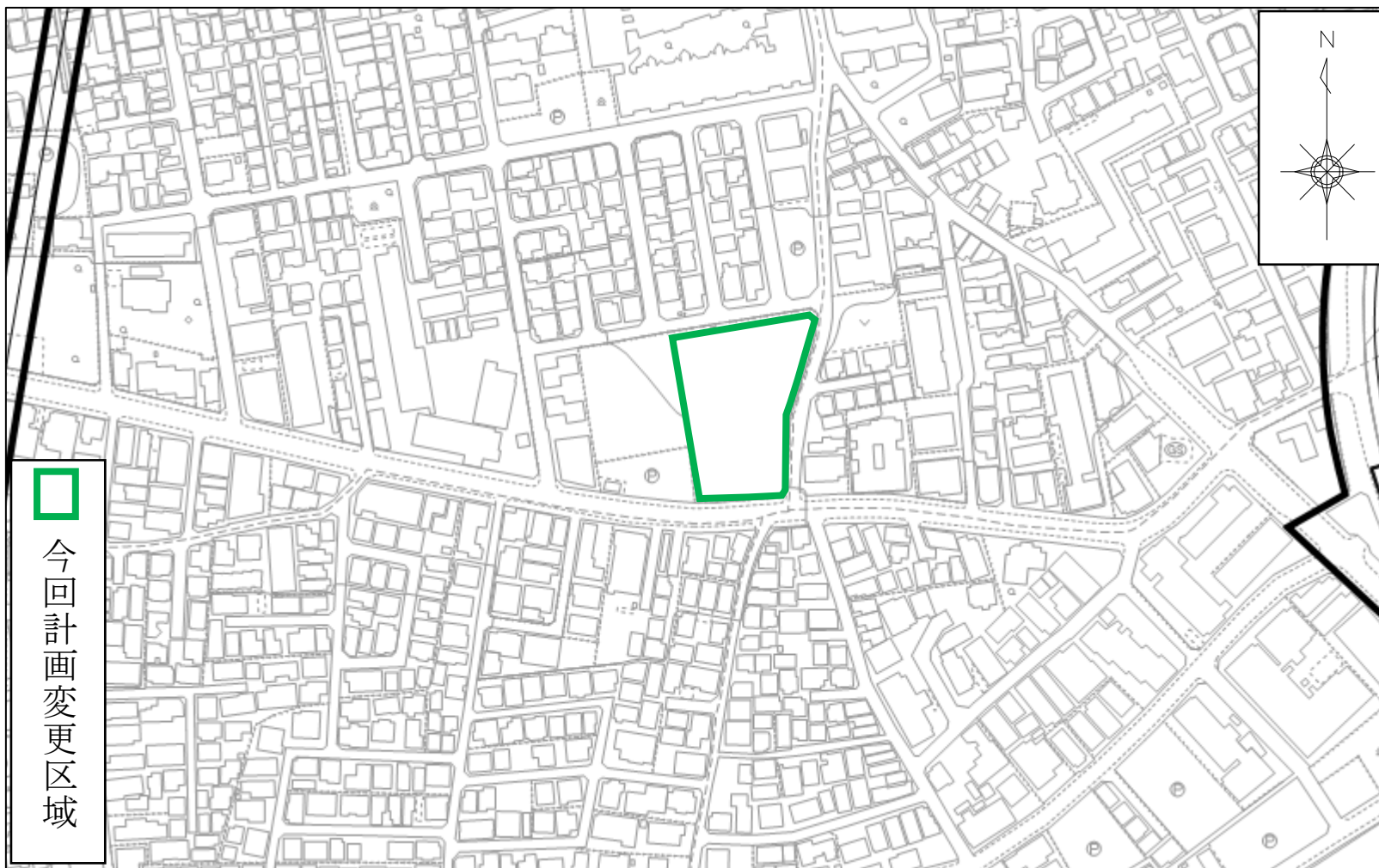
環八通り

平和台駅

縮尺 : 1/5000

この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用（承認番号：7都市基交測第43号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）7都市基街都第231号、令和8年1月15日

東京都市計画公園計画図（原案）
第八・二・四十一号 田柄一丁目農業公園
縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用（承認番号：7 都市基交測第 43 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（承認番号）7 都市基街都第 231 号、令和 8 年 1 月 15 日

東京都市計画公園 第8・2・41号 田柄一丁目農業公園 現況写真



9



今回計画変更区域

0 50m 100m